

麻しん疑いの患者が来院されたら (救急告示病院用)

1. 診察・問診

- ① 典型麻しん
 - ② 修飾麻しん
 - ③ 上記のいずれでもないが、麻しん患者との接触が明らか
- 定義については別紙1[麻疹・修飾麻疹の分類]参照

上記①～③の場合

2. 届出と検体採取

- ① 感染症サーベイランスシステム (NESID) にて発生届。疑いの時点で「臨床診断例」として届出 (FAXも可)
- ② 3 検体採取 (別紙「検体採取マニュアル」参照)
 - ・咽頭ぬぐい (通常の滅菌めん棒で咽頭を擦過し、専用容器または滅菌スピッツ+滅菌精製水1mlに入れる)
 - ・血液 (全血、CBC容器) 1本
 - ・随時尿 (滅菌スピッツ)
- ③ 検査依頼票(別記様式)を記入する。(必ず検体と一緒に提出)
- ④ 別紙患者調査票を、患者に記入してもらう。
(待ち時間で書き終わっていたら検体と一緒に提出。書けなかった場合は、持ち帰ってもらい自宅で記入してもらう。)

平日9時～17時

平日夜間・休日

保健所へ電話 (853-7972)
→保健所が検体を回収する日時を調整。

・夜間は保健所への電話不要
・検体を冷蔵保管
・翌朝保健所へ電話 (853-7972)
→保健所が検体を回収する日時を調整。

3. 採取後の対応

- ① 患者と直接連絡の付く携帯電話番号の把握。
- ② 軽症であれば、帰宅させる。(2-④の調査票を書けなかった場合は、調査票を持ち帰らせ、自宅で書いておくよう依頼する。)
- ③ 重症であれば、紹介状記載し、転院。

4. 患者への説明事項

- ① 那覇市保健所から後ほど、聞き取り調査のための連絡がある。
- ② 結果が判明するまで、外出自粛要請。